

学会誌編集委員会規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1. (設置)</p> <p>日本社会福祉教育学会規約第 20 条に基づき日本社会福祉教育学会誌編集委員会（以下「委員会」）をおく。</p> <p>2. (任務)</p> <p>委員会は、日本社会福祉教育学会の学会誌『日本社会福祉教育学会誌』の発行につき、編集・原稿依頼・投稿原稿の審査・刊行などの任務を行う。</p> <p>3. (構成)</p> <p>委員会は、委員長、副委員長、各委員、若干名で構成される。</p> <p>二.委員長は理事会において理事の中から選出する。</p> <p>三.副委員長は委員の互選により選任する。</p> <p>四.委員は理事会の議に基づき、会員の中から会長が委嘱する。</p> <p>4. (任期)</p> <p>委員長、副委員長、委員の任期は 3 年とする。</p> <p>二.ただし、再任は妨げない。</p> <p>5. (査読委員の委嘱)</p> <p>投稿原稿の審査のため、査読委員をおく。</p> <p>二.<u>査読委員は委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。</u></p> <p>三.査読委員の任期は 3 年とする。</p> <p>四.前項の査読委員のほかに、会長は編集委員会の推薦に基づき、特定 の原稿を審査するため臨時委員を委嘱することができる。</p>	<p>1. (設置)</p> <p>日本社会福祉教育学会規約第 20 条に基づき日本社会福祉教育学会誌編集委員会（以下「委員会」）をおく。</p> <p>2. (任務)</p> <p>委員会は、日本社会福祉教育学会の学会誌『日本社会福祉教育学会誌』の発行につき、編集・原稿依頼・投稿原稿の審査・刊行などの任務を行う。</p> <p>3. (構成)</p> <p>委員会は、委員長、副委員長、各委員、若干名で構成される。</p> <p>二.委員長は理事会において理事の中から選出する。</p> <p>三.副委員長は委員の互選により選任する。</p> <p>四.委員は理事会の議に基づき、会員の中から会長が委嘱する。</p> <p>4. (任期)</p> <p>委員長、副委員長、委員の任期は 3 年とする。</p> <p>二.ただし、再任は妨げない。</p> <p>5. (査読委員の委嘱)</p> <p>投稿原稿の審査のため、査読委員をおく。</p> <p>二.委員会は査読委員を委嘱し、理事会の議を経て、学会誌に公示する。</p> <p>三.査読委員の任期は 3 年とする。</p> <p>四.前項の査読委員のほかに、会長は編集委員会の推薦に基づき、特定 の原稿を審査するため臨時委員を委嘱することができる。</p>	<p>変更</p>

学会誌編集委員会規程 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>五.査読委員は、編集委員会の依頼により、投稿原稿を審査し、その結果を委員会に報告する。</p> <p>六.編集委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、投稿原稿の採否、修正指示等の措置を決定する。</p> <p>6. (疑義・不服への対応) 編集委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合は、速やかに対応し、申し立て者に回答する。</p> <p>7. (規程の変更) 本規程は、理事会の決議によって変更することができる。</p> <p>付則 この規程は、2006年11月3日より施行する。 この規程は、2015年8月22日に一部改正し、即日施行する。 <u>この規程の改定は、2018年9月1日より施行する。</u></p>	<p>五.査読委員は、編集委員会の依頼により、投稿原稿を審査し、その結果を委員会に報告する。</p> <p>六.編集委員会は、査読委員の審査報告に基づいて、投稿原稿の採否、修正指示等の措置を決定する。</p> <p>6. (疑義・不服への対応) 編集委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合は、速やかに対応し、申し立て者に回答する。</p> <p>7. (規程の変更) 本規程は、理事会の決議によって変更することができる。</p> <p>付則 この規程は、2006年11月3日より施行する。 この規定は、2015年8月22日に一部改正し、即日施行する。</p>	追加